

五 條



www.city.gojo.lg.jp

6 NO. 687
平成18年6月
JUNE 2006

CONTENTS 6月号・目次

市内41施設を光ファイバーで結ぶ 地域イントラネット	2
市政クリップ	4
消防トピックス	5
国際交流	6
くらしのメモ	7
五條ニュース	10
カルムのひろば	16
おしらせ	18



市の木
(くすのき)



市の花
(ききょう)



ゴーちゃん
(五條市シンボルキャラクター)



市内41施設を光ファイバーで結ぶ 地域イントラネット

超高速の地域公共ネットワークを構築

できる情報端末を、市役所、各支所、中央公民館、カルム五條（保健福祉センター）、賀名生の里・歴史民俗資料館、ふれあい交流館の7か所に設置しました。



情報端末

また、学校間コミュニケーションシステムや生涯学習システムでは、市内14小中学校にテレビ会議システムを設置し、テレビの映像や音声によって児童生徒間での学習交流が行えるようになり、複数校の教師の会議・教育相談・生徒指導等の活用も可能

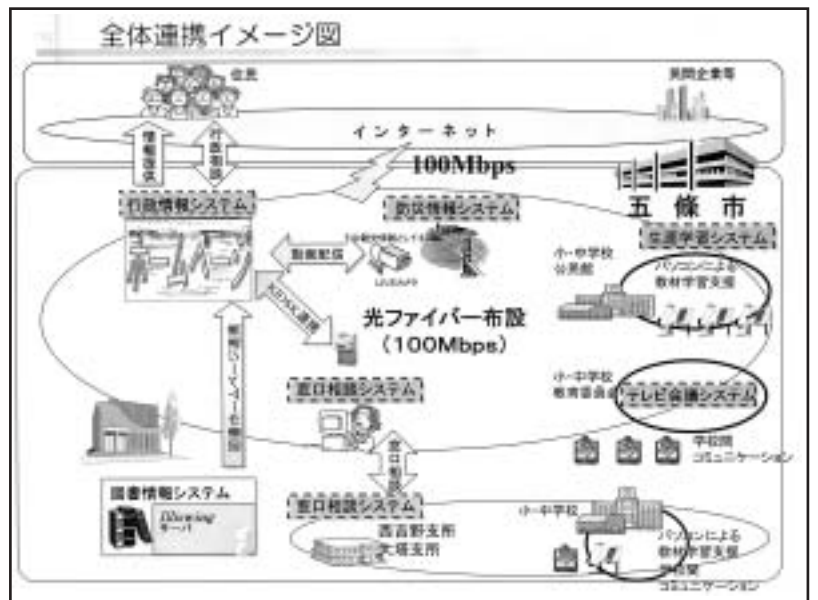
まず、行政情報システムでは、五條市のホームページのコンテンツ(中身・内容)を充実しました。五條市では、これまでも市の業務手続きやイベント案内等、タイムリーな情報をホームページで提供してきましたが、高齢者や視覚障害者が見やすいように文字の拡大や音声による情報発信を行い、「ライブカメラ」というコンテンツでは、防災情報システムとして、吉野川・熊野川付近の4か所にカメラを設置し、各家庭のインターネット上から台風等の状況をリアルタイムで監視できるシステムを設置しました。また、画面にタッチするだけで行政情報を知ることができる情報端末を、市役所、各支所、中央公民館、カルム五條（保健福祉センター）、賀名生の里・歴史民俗資料館、ふれあい交流館の7か所に設置しました。

その他、合併前に、「合併すれば、市役所本庁職員と相談したいと思っても距離が遠い」といった声がありました。窓口相談システムとして、映像と音声・文字情報によって、各支所から本庁窓口職員と行政相談が行えるシステムも開設しました。

といたつた5つのシステムから構築されています。

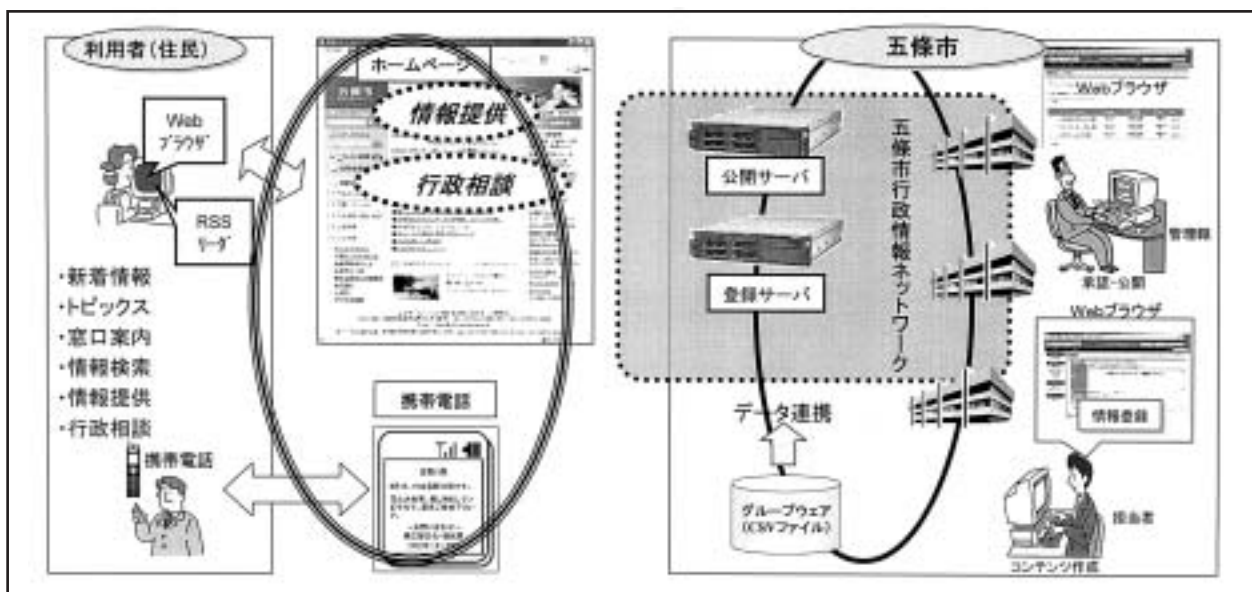
- 行政情報システム
- 窓口相談システム
- 防災情報システム
- 学校間コミュニケーションシステム
- 生涯学習システム

昨年9月25日の市村合併によって旧市の面積の約3倍の広さになった新市内の情報格差を是正し、情報伝達の迅速化を目指す。このほど、市役所を含めた市の主要施設や学校間を光ファイバー*1で接続する超高速の地域公共ネットワークが構築され、「五條市地域イントラネット*2」の運用が始まりました。これは、総務省が提唱する「全国ブロードバンド*3構想」の趣旨に沿った事業で、



市内41施設を光ファイバーで結ぶ地域イントラネット

超高速の地域公共ネットワークを構築



になりました。生涯学習面でも、中央公民館では市民を対象にIT*4講習ソフトを利用した学習を行うことができます。

現在、高度情報化はますます加速し、政府も「世界最先端のIT国家」となることを目指してきましたが、E-インフラの整備は予想以上に進展し、今や、「いつでも、どこでも、どこからでもインターネットがつながる」ユビキタスネット社会*5の実現へと向かっています。

これは今、家庭生活の充実や社会への貢献など「より豊かな生活と社会の実現」に向けて、バランスよく歩んでゆくことを望む人が増加している情勢からも、市民が、いつでも、どこでも、だれでも効果が上がると実感できるITのインフラ整備が、ますます重要なることを示しています。

五條市では、今後も市民生活の安心と安全に貢献する「情報化の推進」を目指します。



五條市 ホームページが 新しくなりました

新アドレス

<http://www.city.gojo.lg.jp/>

主なポイント

- 市内4か所にライブカメラ設置
- 音声ブラウザ対応
- サイト内の検索が可能

問合せ先

企画調整課 情報システム室

☎(内線314、325)

地域イントラネットに関する問合せ先
企画調整課 情報システム室
☎(内線314、325)

- *1 光ファイバー
光の速度は1秒間に30万km(地球約7周半)。その超高速度をインターネットに活用したものを。
- *2 イン트라ネット
企業などの組織内のネットワーク環境に、インターネットの技術を利用すること。
- *3 ブロードバンド
高速インターネットアクセスを可能とする加入者系ネットワークを意味し、「高速・大容量通信が可能」・「常時接続」・「双方向性」という特性を有しています。
- *4 IT
通信情報技術、コンピューターとネットワーク(インターネット)にかかわる技術
- *5 ユビキタスネット社会
ユビキタスとはラテン語で、「いつでも」、「どこでも」、「いたるところに」という意味で、ユビキタスネット社会とは、総務省が昨年発表した「e-Japan構想」中の「いつでも・どこでも・何にでも・だれでもネットワークに接続する社会」という意味です。

五條市議会議員補欠選挙（第3選挙区） の投開票が行われました

五條市議会議員（第3選挙区）補欠選挙は、5月14日に告示、21日に投票が行われ、即日開票の結果、西本幸洋氏が当選されました。

■新議員紹介

西本幸洋 議員(55歳)
大塔町阪本1159番地



祝叙勲受章

長年にわたり各分野にご尽力された功績により、次の方々が栄えある叙勲を受章されました。

受章された方々には、この多大なる功績をたたえ、深く敬意を表しますとともに、今後なお一層のご活躍をお祈り申し上げます。

●瑞宝双光章

東 清宣 様(76歳)
消防功労（元 奈良県大塔村消防団団長）
大塔町辻堂

●旭日单光章

宮崎 茂造 様(70歳)
選挙管理事務功労（元 五條市選挙管理委員会委員長）
霊安寺町

●端宝单光章

北山 公子 様(88歳)
社会福祉功労（元 民生・児童委員）
西阿田町
新澤 常一 様(62歳)
防衛功労（元 准陸尉）
今井町

【氏名、年齢、功績（経歴）、住所】

京奈和自動車道(五條IC～橋本IC)区間が 6月17日に開通します



国道24号の渋滞緩和や安全確保からも念願の京奈和自動車道「五條道路」(五條IC～県境、延長3.4km)並びに「橋本道路」(県境～橋本東IC、延長0.8km)区間の工事が完成し6月17日(土)午後4時に開通します。

また、国道24号から五條西ICにアクセスし、なつみ台を縦断する市道五條北部幹線も同時に開通します。

京奈和自動車道五條道路全線開通に伴い、国道24号の渋滞緩和・交通事故の減少・走行時間の短縮など地域の活性化を担う道路として期待されます。

問合せ 都市計画課幹線道路係(内線342)



火の用心ここがポイント

タバコによる火災をなくそう



タバコの火きちんと消して、きちんと捨てる。愛煙家のルールです。
 吸い殻をためない。ゴミ箱に捨てない。
 火のついたタバコを放置しない。
 寝タバコは絶対にしない。

水難救助訓練を実施

消防本部では、水難事故の危険性が高まる季節を迎えるにあたり、吉野川において水難救助訓練を実施しました。



注意!

- 水辺でのレジャーが盛んになってきますが、お子様連れの方は目を離さないように注意すること。
- 河川が増水している時は、川辺に近づかないようにすること。
- 河川での遊泳は大変危険です。特にバーベキューなどで飲酒しての遊泳はしないこと。



消防指令車が寄贈されました

5月24日に橿原市内で、県下13消防本部に対し奈良県遊技業協同組合から贈られた消防指令車の贈呈式が行われました。同指令車は、災害現場における活動部隊を指揮するため、指揮者や指揮材等を乗せ、迅速に現場へ出動する車両です。

危険物安全週間実施中



「自主点検 欠かさぬあなたに グランプリ」を推進標語に、6月4日から10日までの7日間、危険物安全週間が実施されています。この週間は、毎年6月の第2週を期間と定め、危険物を取り扱う事業所へ危険物の保安に対する意識の高揚および啓発を推進し、自主保安体制の確立を促す目的で行われています。

危険物を取り扱う事業所は、次の事項の取り組みにより一層安全確保に努めてください。

- 危険物施設の位置、構造および設備の維持管理。
- 危険物地下貯蔵タンクおよび地下埋設配管の漏れの点検。（定期点検）
- 避難・通報・消火を目的とした消防訓練。
- 自衛消防組織による消防訓練の実施や危険物の保安体制の整備。

ご家庭で危険物を取り扱う際は下記の事項に注意してください。
 冬に使用した灯油の残りは、推奨認定灯油缶（ポリ容器）に入れ安全な場所に保管する。
 天ぷら油も危険物です。天ぷらを揚げる時には、その場を離れない。

訓練等の指導申請は、消防本部警防課まで ☎22・3310

五條市消防本部 ☎22・3310

ALT

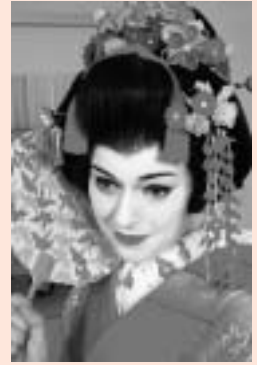


こんにちは
ハナ・イエイツ
外国語指導助手 (ALT)
です

さゆり

『Memoirs of a Geisha (ある芸者の回想)』という本と、それを原作として制作された映画(日本では『さゆり』という名前でした。)が世に出てから、世界中で日本文化に対する関心がこれまでも増して高まっています。

私は去年、京都の祇園を訪れた後でこの小説を読みましたので、いっそういきいきとイメージすることができました。映画の方は今年の初めに見ましたが、それを見てから私と友だちは1日だけでも芸者になるのは、どんな気分かを味わってみたくなったのです!!



BEFORE

私たちは祇園の『夢工房』という、スタジオを訪れました。これはもちろん観光客を相手にした場所ですが、私たちは本物と同じような魅力を感じました。ジーンズとセーター姿の現代娘から舞子さんへの変身は、(私たちは舞子を選びました。)信じられないくらい素晴らしい気分でした。鏡を見ても、自分自身がわからないくらいでした。

ちょうど外は雨だったので、私たちはスタジオの中で写真を撮ってもらうことにしました。真白に化粧した顔と大きな黒いカツらは、ずいぶん奇妙なものでした。特に私たちの二人は、青い目をしているのでなおさらです。でもこの経験は、私たちにとって忘れられないものになりました。



舞子になって一番良かったことは何かって? 背の高^げい下駄^たが履けたことです!!



AFTER

*この記事は、ALTの書いた英文を訳したものです。英語版は中央公民館にあります。

子どもは地域の宝

あいさつや声かけで
子どもたちを見守りましょう

子どもの基本的な生活習慣を身につけさせるためにも、お子さんのいる家庭では家族ぐるみであいさつを交わしましょう。

～おはよう おやすみなさい いただきます ごちそうさま 行ってきます～

家族そろって食卓を囲みましょう

～食卓を囲んでの会話から 子どもの変化が感じられます～

登下校など、子どもたちが各家庭の玄関前などを通った場合は、あいさつや声かけをしましょう。買い物や犬の散歩の時などでも、子どもたちと会ったら、あいさつや声かけを行い、また、遠くからでも様子を見守ってあげましょう。

良い行いを目にした時は、ためらわずほめてあげましょう。

危険な遊びやルール違反には、見て見ぬふりをせず注意してあげましょう。

まず、できることから始めましょう。

問合先 青少年センター ☎24・3004



18年度の市県民税について

6月から平成18年度の市県民税の納期が始まります。

17年中の所得の資料に基づいて課税された市県民税を、**特別徴収**の人は6月分の給料から天引きされ事業所とりまとめで、**普通徴収**の人は住所地に郵送された納付書で、税務課か指定金融機関で納付してください。納期限内の納税をお願いします。

市県民税は、(所得 - 所得控除) × 税率 - 税額控除等 で課税される**所得割**と、所得と扶養人数で判定して課税される**均等割**(市3000円 県1500円)からなります。今回の課税では税法・税条例の改正により、主に次の点が改正されています。これらの改正により、前年と同様の収入でも増税となる場合があります。

主な改正点

① 県民税の均等割への森林環境税加算

17年度までは1000円でしたが、県森林環境税500円が加算され、1500円になりました。市民税均等割は3000円に変更ありません。県森林環境税についての詳細は奈良県庁税務課(☎0742-27-8363)に問い合わせてください。

② 妻の均等割の非課税措置の廃止

同一市内で夫に均等割が課税されている妻の均等割は16年度までは非課税、17年度は1/2課税(2000円)でしたが、経過措置終了で通常の税額(4500円)になりました。

③ 老年者の非課税規定の廃止

「老年者」とはその年の1月1日現在65歳以上で前年の合計所得金額が1000万円以下の人をいいます。17年度までは老年者で合計所得金額が125万円以下であれば市県民税を非課税とする規定がありましたが、これが廃止となり課税されます。ただし一部の経過措置があり、昭和15年1月2日以前生まれで合計所得金額が125万円以下であれば、18年度は算出所得割額の2/3が減額されます。均等割については本来4500円(3000+1000+500)ですが、2/3減額されると1400円(1000+300+100)になります。

④ 65歳以上の人の公的年金にかかる雑所得金額の算式の改正

昭和16年1月1日以前生まれの人の公的年金にかかる雑所得金額の算式が改正され、同じ収入でも所得となる分が増えました。

⑤ 老年者控除の廃止

「老年者」に適用されてきた48万円の所得控除が廃止されました。

⑥ 定率減税の縮減

定率控除前所得割額の15%(上限4万円)が減税されてきましたが、定率控除前所得割額の7.5%(上限2万円)の減税に半減しました。

⑦ 全期前納報奨金制度の廃止について

普通徴収の市県民税と固定資産税には、全期税額を第1期の納期限内に一括して前納した場合に一定の報奨金を交付する制度がありました。この制度は、納税意識の高揚を目的に昭和25年に創設されたものですが、社会情勢の変化や県下他市の廃止傾向をかんがみ、経費縮減のため、平成19年度から全廃することになりました。平成18年度に限り、経過措置として、報奨金の交付率を100分の0.2に半減(上限15万円)して制度を運用し、当該報奨金を交付することとなっています。

19年度以降の口座振替について

今回の報奨金制度の廃止に伴い、全期前納から期別納付へ納付方法を変更する場合は、19年3月までに、(期別納付とする)口座振替納付依頼書(自動払込利用申込書)を、税務課か指定金融機関に提出してください。19年度からの市税納税を変更後の方法に切り替えます。依頼書(申込書)は指定金融機関か税務課にあります。

詳細についての問合せ先

市県民税の課税の内容と、特別徴収⇄普通徴収の切替について

市役所 税務課 市民税係 ④(内線256、298)

普通徴収から特別徴収への切替は、事業所の給与事務担当を通じて依頼してください。

市県民税の納付方法について

市役所 税務課 徴収係 ④(内線259、260)

森林環境税について

奈良県庁 総務部税務課(課税グループ)

☎0742-27-8363

65歳以上の皆さんへ 介護保険料の見直しが行われました

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

保険料の決め方

介護保険料は地域で必要となるサービスの量や65歳以上の方の人数に応じて、3年ごとに基準額を見直します。今年度(平成18年度)から見直しを受け、新しい保険料になります。

平成18年度の五條市における基準額は、年額 50,400円(月額4,200円)です。所得段階は、低所得者の保険料負担を減らすため、これまでの5段階制から6段階制に改められました。各段階の対象者と保険料(年額)は以下のとおりです。

段 階	対 象 者	保 険 料 (年 額)
第 1 段 階	生活保護の受給者および老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税の人	基準額 × 0.50
		25,200円
第 2 段 階	世帯全員が市民税非課税の人で、年金収入額が80万円以下の人	基準額 × 0.65
		32,760円
第 3 段 階	世帯全員が市民税非課税で第2段階に該当しない人	基準額 × 0.75
		37,800円
第 4 段 階	世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の人	基準額 × 1.00
		50,400円
第 5 段 階	本人が市民税課税で、前年の所得金額が200万円未満の人	基準額 × 1.25
		63,000円
第 6 段 階	本人が市民税課税で、前年の所得金額が200万円以上の人	基準額 × 1.50
		75,600円

平成17年度の税制改正により、市民税非課税者から課税者となり、保険料段階が急激に上がった人に対しては一定期間、緩和措置を行います。詳しくは、介護福祉課 介護保険係 までお問い合わせください。

保険料の納め方

原則として年金から収めることになっています。受給している年金額によって納付方法は2種類に分かれています。第1号被保険者として収める保険料は、65歳になった月(65歳の誕生日の前日が属する月)の分からです。

特別徴収

(年額18万円以上の年金を受けている人)

年金の定期払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれて年金が支給されます。

年度の途中で65歳になった時、転入したときは、すぐに特別徴収(年金からの天引き)はできませんので、月割りで普通徴収になります。

今年度より、特別徴収対象の年金に、障害年金と遺族年金が加わりました。

普通徴収

(受けている年金が18万円未満の人)

介護福祉課より送付される納付書にもとづいて、個別に保険料を納めます(年8回)。五條市指定の金融機関、市役所介護福祉課・各支所窓口で納めることができます。

また、口座振替で保険料を納めることもできます。保険料の納付書、預金通帳、通帳届出印を持参のうえ、五條市指定金融機関または市役所介護福祉課、各支所窓口で手続きを行ってください。

保険料額や納付方法については一人ひとり異なります。詳細は7月中旬に個別に郵送でお知らせしますのでご確認ください。

問合先 介護福祉課 介護保険係 ☎(内線291、294)

幼稚園の入園料・保育料の減免について

幼稚園就園奨励事業

五條市では幼稚園教育の普及充実のため、「幼稚園就園奨励費補助事業」を行っています。補助の対象範囲などは次のとおりです。

対象範囲 公立幼稚園・私立幼稚園に通園させている3・4・5歳児の家庭

対象区分 ・生活保護法による保護を受けている世帯
・平成18年度の市民税が非課税となる世帯
・平成18年度の市民税所得割が非課税となる世帯

減免額 入園料、保育料の合計額(ただし、補助限度額は、次のとおりです。)

補 助 限 度 額 (年 額)		
1人就園の場合および同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者 (第1子) 20,000円	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者 (第2子) 43,000円	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児 (第3子以降) 65,000円

申込期限 6月20日(火)

申込先 五條幼稚園 ☎22-2250

賀名生幼稚園 ☎32-0023

白銀北幼稚園 ☎34-0722 または通園先の幼稚園

問合せ先 教育総務課 (本)(内線815)

児童手当等の現況届の提出は6月30日までに

児童手当(特例給付)・小学校修了前特例給付を受給しているみなさんには、6月初めに現況届用紙を郵送しています。

この現況届は、児童手当等受給者のみなさんが引き続いて手当を受けるために必要な届出です。6月30日(金)までに次の窓口へ提出してください。

提出のない場合は、6月分以降の手当の支払いを受けることができなくなりますので、注意してください。

現況届提出・問合せ先

児童福祉課(本庁) (本)(内線366)

厚生課(西吉野支所) (西)(内線18)

住民厚生課(大塔支所) (大)(内線41)

差別をなくす強調月間「特設人権相談所」開設

7月は人権をなくす強調月間です。人権は、人間が幸福な人生を送る上で最も大切な権利です。自分だけでなくすべての人の人権を尊重し、人々がお互いに人権を守ることによって明るい社会を築かなければなりません。毎日の暮らしの中で起こるさまざまな人権問題を解決するため、人権擁護委員が相談に応じます。

日時 7月11日(火) 午前10時~午後3時

場所 牧野公民館 (中之町1764-1) ☎24-3175)

新町公民館 (新町1丁目7-10) ☎25-2300)

西吉野宗松公民館(西吉野町城戸27) ☎33-0425)

ふれあい交流館(大塔町宇井) ☎36-0058)

ふれあい交流館の相談時間については午後1時~3時

問合せ先 人権施策課 (本)(内線286)

6月は
市・県民税(全期・1期)
の納期です

市役所本・支所担当窓口、取扱金融機関および郵便局で納付してください。

納税は便利で確実な口座振替(自動払込)をご利用ください。

問合せ先

税務課市民税 (本)(内線256、298)

徴収係 (本)(内線259、260)

川と親しんだ一日

川開きフェスタ2006

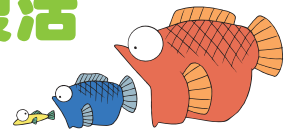
古くから親しまれてきた吉野川に清流と人のにぎわいを取り戻し、川で楽しく遊び、親しんでもらおうと、川開きフェスタ2006が4月30日大川橋上流の五條側河川敷で開催され、子供連れの市民などでにぎわいました。

河川敷には、焼きそばなどの屋台や、吉野川に生息する魚や昆虫の水槽が展示され、また幼稚園児によるこいのぼり作りや竹細工コーナー、もちつきなどの催しも行われました。



白い河原復活

吉野川河川敷



吉野川大川橋上流の河原1.4ヘクタールの土砂を入れ替え、白い河原を再生する工事がこのほど完成し、4月30日川開きフェスタ2006が行われている会場で完成式が行われました。

この土砂は、天川村の川迫ダムに堆積した7000立方メートルの土砂で、ダンプカー約1400台分になります。

写真パネルを寄贈

写真家 津田洋甫さん

大阪市在住で旧大塔村出身の写真家、津田洋甫さんがこのほど市に対し、自身の作品パネルを寄贈されました。

今回寄贈されたのは、津田さんの写真集「シンフォニー大地の詩」に収録した作品112点の写真パネルで、今後一般公開される予定です。



風のつばさの会

五条駅周辺で清掃奉仕活動

青少年ボランティアグループ「風のつばさの会」の中学・高校生らを中心とする会員と奈良県青少年指導員らをあわせた20人が、5月20日に五条駅周辺で清掃奉仕活動を行いました。

この活動は毎年実施され、当日は午前9時30分からほうきや火ばさみを持ってゴミや空き缶拾いなどを行い、約1時間30分にわたり汗を流しました。

風のつばさの会

事務局を青少年センターに置き、奈良県青少年指導員および青少年センターの指導助言を受けながら行っている青少年のボランティアグループです。現在、中学生から大学生までの会員を募集しています。詳細については、青少年センターまで問い合わせください。

申込・問合せ先 青少年センター ☎24・3004

京奈和自動車道五條道路一部区間開通

4月22日、五條北ICから五條IC間

京都、奈良、和歌山を延長120キロメートルで結ぶ京奈和自動車道五條道路の一部区間が4月22日に開通し、五條北インターチェンジ（居伝町）で開通式が行われました。

今回開通したのは、五條道路7.9キロメートルのうち、五條北インターチェンジから五條インターチェンジの区間暫定2車線4.5キロメートルで、五條北インターチェンジから本陣交差点まで約7分で結びます。この開通によって市内の渋滞が緩和され、市内の移動時間が短縮することによる経済効果は年間約65億円と予想されます。



五條市自治連合会 定期総会開催

会長に中巖氏選任

平成18年度五條市自治連合会定期総会が、5月27日に市民会館で行われました。

総会では、新役員の紹介や自治功労者の表彰、予算審議などが行われました。また会長には中巖氏が選任されました。

自治功労被表彰者（敬称略）

市長表彰

- 加藤 利竹治（本町地区）
- 瀬迫 武次郎（本町地区）
- 谷合 研二（須恵・岡口地区）
- 平井 充彦（新町地区）
- 米田 進保（野原地区）
- 中西 武夫（宇智地区）
- 平林 正成（牧野地区）
- 中谷 篤男（北宇智地区）
- 今田 省三（北宇智地区）

会長表彰

- 長田 勝（本町地区）
- 細川 直美（本町地区）
- 上芝 昭（本町地区）
- 刀谷 光信（中央地区）
- 平井 康允（中央地区）
- 山本 津多子（中央地区）
- 高木 義和（中央地区）
- 三谷 嘉壽男（須恵・岡口地区）
- 内海 保夫（須恵・岡口地区）
- 岸本 好文（二見地区）
- 樽井 敏行（野原地区）
- 谷奥 芳美（野原地区）
- 中井 利治（野原地区）
- 栄林 繁（宇智地区）
- 谷口 幸弘（宇智地区）
- 西辻 佳美（宇智地区）
- 篤子 政信（宇智地区）
- 松山 賢治（宇智地区）
- 櫻井 義雄（宇智地区）
- 亀本 順資（阪合部地区）
- 東 隆一（南宇智地区）
- 西本 良章（南阿太地区）

新役員役員（役職名・氏名・地区名）（敬称略）

- | | |
|-----|-------------|
| 会長 | 中 巖（須恵岡口） |
| 副会長 | 赤井阪 武（阪合部） |
| | 池上 輝雄（田園） |
| | 柏原 行雄（南宇智） |
| | 西口 重雄（野原） |
| | 中谷 篤男（北宇智） |
| 会 計 | 片岡 義博（宇智） |
| 監 事 | 亀田 文雄（五條東） |
| 監 事 | 川崎 能秀（あづみ台） |
| 書 記 | 松本 英嗣（中央） |
| 理 事 | 岡本 紀彦（牧野） |
| | 谷田 芳典（本町） |
| | 杉本 弘一（賀名生） |
| | 橋本 道孝（大塔） |
| | 生多 享司（二見） |
| | 繁野 正實（新町） |
| | 井元 克己（大阿太） |
| | 榎井 禎直（宗松下） |
| | 更家 義孝（白銀北） |
| | 大前 優（宗松上） |
| | 谷口 幸士郎（白銀南） |
| | 佐竹 瞭一（南阿太） |
| | 西林 隆次（宗松中） |

知っていますか **ゴミの野焼きは禁止されています**

ゴミの焼却は煙や臭いが発生し、近隣に大変な迷惑をかけることとなります。また、焼却する過程でダイオキシンが発生するので人の健康への影響も心配されています。

地面へ穴を掘っての焼却、ドラム缶焼却、ブロック積み焼却炉はもとより簡易な家庭用小型焼却炉においてもゴミを焼却する「野焼き」は法律により禁止されています。

廃棄物の野焼きは「何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない」（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2）と禁止されており、違反すると5年以下の懲役または、1000万円以下の罰金またはその併科に処せられます。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条）

焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却

「公益上もしくは社会の習慣上やむを得ない廃棄物の焼却または、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却」

風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却。

とんど焼き、しめ縄などの焼却

農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却。

たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの。

暖をとるためのたき火

「軽微な焼却」とは煙の量や臭いなどが近所の迷惑にならない程度の少量の焼却のことです。

野焼き禁止の例外規定とされる行為であっても生活環境上支障を与え、苦情のある場合は指導の対象となります。

許可や届出の不要な小型の焼却炉（火床面積0.5㎡未満かつ焼却能力50kg/時未満）でも、焼却設備の基準を遵守する必要があります。

焼却設備の基準

外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入。燃焼可能温度800℃以上。助燃装置設置。温度測定装置。必要な通風が可能。煙突以外燃焼ガスを出さない。等

問合せ先 内吉野保健所 地域生活課 ☎22・3051
 五條市役所 生活環境課 ☎22・4001（内線388）

ご協力ありがとうございました。 **「市街地一斉泥上げ」**



5月21日に行われた「市街地一斉泥上げ」は、各自治会、五條市建設業協会および五條土木事務所の皆さんで作業を進めていただき、泥の量は2トン車に「のべ86台」にもなりました。

皆様のご協力のもと、無事作業を終えることができました。ありがとうございました。

問合せ先 下水道課 ☎(内線337)

まちや河川を美しく

『ポイ捨て禁止に関する条例』を制定しました

平成18年4月1日施行

本市では、五條市たばこの吸い殻および空き缶等のポイ捨て禁止に関する条例を平成18年4月1日より施行しました。この条例はまちや河川を美しくするため、また住んで良かったと思えるまちづくりのため市民・事業者・公共の場所の管理者の協力が不可欠です。

条例の主な内容

- ポイ捨て禁止対象物・・・空き缶、たばこの吸い殻、瓶、ペットボトル、トレイ、チューインガムのかみかす、紙くず、ビニール袋等
- 禁止行為・・・たばこの吸い殻、空き缶等のポイ捨て禁止
ペット(犬、猫等)のふんの放置禁止
- 市は・・・環境美化に関する施策の積極的な推進、その意識の啓発および自主的活動の促進。
- 市民の皆さんは・・・屋外でのたばこの吸い殻、空き缶、ペットのふんは自宅に持ち帰るか、ゴミ箱に捨てる等自らの責任において適正に処理してください。
- 事業者の皆さんは・・・事業活動によるポイ捨て防止について、環境美化推進の啓発、また適正な回収活動を実施してください。
- 公共の場所の管理者は・・・市民、事業者の美化活動に協力し、その管理地を常に清潔に保ってください。
- 罰則規定は・・・必要がある場合、市が立ち入り、調査、指導します。
条例に違反する者に文書による「勧告」を行います。これに従わない場合は、文書による「命令」を行います。さらにその「命令」に従わないときは、氏名、住所、違反の事実を「公表」します。

きれいなまちづくりは、市民の皆さんひとりひとりが、ゴミを捨てないことから始まります。
ポイ捨てを無くし、協力しあい環境美化を推進しましょう！！

問合せ先 生活環境課 ㊦(内線391、388)

ごみの不法投棄は禁止です

ごみの不法投棄が後を絶ちません。平成17年度においては、不法投棄だけで約60件の通報があり、約6日に1回の通報があったこととなります。毎週3日実施している市内公有地の不法投棄物、ポイ捨てゴミ等を撤去している環境パトロールにおいては、37.12tと平成16年度を5.5t上回っております。

不法投棄、ポイ捨てについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および、平成18年4月1日より施行している「五條市たばこの吸い殻及び空き缶等のポイ捨て禁止に関する条例」により処罰されますので絶対やめましょう。

ひとりひとりがルールとマナーを守り、住みよいまちをつくりましょう。

問合せ先 生活環境課 ㊦(内線388)



不法投棄された廃材

五條警察署からのお願い 不法滞在・不法就労防止にご協力を

深刻化する不法滞在・不法就労外国人問題

現在、我が国には、不法滞在者（偽造パスポート等を使用して不法に入国した者や、滞在期間を超えて不法に日本に残留する者など）が約24万人いるといわれています。

また最近では、不法滞在者がグループ化し、悪質な者は犯罪組織を結成するなどして、強盗等の凶悪犯罪を繰り返し犯すなど、不法滞在者は外国人犯罪の温床と指摘されています。

外国人雇用に当たっては在留資格の確認を

不法滞在者の大部分が不法就労しているものと見られます。

外国人の雇用に当たっては必ずパスポート・外国人登録証明書等を見て在留資格を確認してください。

不法滞在の外国人や働くことが認められていない在留資格（短期滞在等）を有する外国人を雇用することはできません。

これらの外国人を雇った事業主は法律で処罰されます。

これらに関して見たり聞いたり、わからないこと等があれば、最寄りの交番・駐在所または、五條警察署（☎23-0110）までご連絡ください。



吉野川祭り35周年を記念して、人気番組「なんでも鑑定団」の「出張!なんでも鑑定団in五條」が行われます。その公開録画の観覧者を募集します。

日時 8月13日（日）午後2時から（予定）（午後1時15分開場）

場所 市民会館大ホール（予定）

応募方法

往復ハガキに「出張鑑定団観覧希望」、応募者の住所、氏名、電話番号を記入し、7月18日（火）（当日消印有効）までに五條市役所商工観光課内「出張!なんでも鑑定団in五條」観覧係（〒637-8501住所不要）へ。

返信ハガキの表面に応募者の郵便番号、住所、氏名を明記してください。

その他

応募多数の場合は抽選を行います。

当選したハガキ1枚につき一人が入場できます。ただし立見席になる場合があります。

当選通知は8月初旬に発送します。

問合せ 商工観光課 ☎（内線210）

夏の エコスタイル 実施中

職員の軽装にご理解を

五條市では、6月1日から地球温暖化防止を目的に、「夏のエコスタイル」を実施しています。市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

適正冷房を推進し、室内や会議室での適正冷房（28℃）を実施します。

職場での服装は、公務員としての品位を失わない範囲の服装（ノーネクタイ、上着の非着用）を推進します。

問合せ 人事係 ☎（内線205、239）

中山間地で農業を行っている皆さんへ

中山間地域等直接支払制度

中山間地域の農業・農村は、水源のかん養、洪水の防止、土壌の浸食・崩壊の防止、心身のリフレッシュなど多面的な機能を持ち、多くの人々の生命や財産、豊かな暮らしを守っています。

しかし、過疎・高齢化が進み、また、傾斜地が多いなど生産条件の不利性から、担い手の減少、耕作されない農地が増えることなどにより、この多面的な機能が低下しています。

そこで、中山間地域の多面的な機能を維持するため、「中山間地域で農業をしている人々たちを支援しましょう」と平成12年度に誕生したのがこの制度(「中山間地域等直接支払制度」)です。具体的には、国や県、市町村などが「今後も農業を続けていきます」と約束する人たちに直接交付金を支払うことで支援するものです。

傾斜など一定の条件に該当する1ヘクタール(1町歩)以上の農地で、グループ(集落)ごとに活動計画「集落協定」を作成し、5年以上継続して農業生産活動などを行うグループ(集落)に平成21年度まで交付されます。

○交付単価

地目	区分	基礎単価 (10a当たりの単価)	体制整備単価 (10a当たりの単価)
田	急傾斜	16,800円	21,000円
	緩傾斜	6,400円	8,000円
畑	急傾斜	9,200円	11,500円
	緩傾斜	2,800円	3,500円

基礎単価

集落協定に基づき、集落の将来像を明確化した活動計画の下での農業生産活動等に取り組む場合の交付単価

体制整備単価

基礎単価の行為に加え、一定の要件の下での農用地保全体制の整備(必須要件)や地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動(選択的必須要件)に取り組む場合の交付単価

問合先 農林課農林係(内線272,390)

五條市の実施状況

平成17年度の実施状況を次のとおり公表します。

集落協定の締結状況

	協定締結数	協定参加者数	対象農用地面積	交付金総額
基礎単価	26	384	235ha	24,840千円
体制整備単価	98	2,185	1,786ha	225,002千円
合計	124	2,569	2,021ha	249,842千円

1集落協定あたりの参加者数	21.2人
1集落あたりの対象農用地面積	16.3ha
参加農業者の1人あたりの対象農用地面積	0.8ha
1集落あたりの交付金額	2,015千円
参加農業者1人あたりの交付金額	95千円

交付金負担区分

(単価:円)

	交付金(国費)	交付金(県費)	市町村	総額
基礎単価	12,420,194	6,210,086	6,210,128	24,840,408
体制整備単価	112,500,979	56,250,459	56,250,583	225,002,021
合計	124,921,173	62,460,545	62,460,711	249,842,429

集落協定に基づき行われる活動

[必須要件]

農業生産活動等として取り組む事項

	項目	左の項目を選択した集落
農用地に関する事項	①借地権の設置・農作業の受委託	4
	②-a 既耕作放棄地の復旧	0
	②-b 既耕作放棄地の林地化	0
	③既耕作放棄地保全管理	3
	④農地法面点検	106
	⑤鳥獣害被害防止対策	14
	⑥限界農地の林地化	0
	⑦簡易基盤整備	6
水路・農道の管理等	⑧その他	0
	①水路管理	104
	②農道管理	117
	③その他	4

多面的機能を増進する活動として取り組む事項

項目	左の項目を選択した集落
①周辺林地の下草刈り	96
②-a 棚田オーナー制度	0
②-b 市民農園等	3
③景観作物	24
④土壌流亡配慮営農	4
⑤体験民宿(グリーンツーリズム)	0
⑥魚類・昆虫類保護	0
⑦鳥類の餌場の確保	1
⑧祖传的畜産	0
⑨-a 堆きゅう肥の施肥	3
⑨-b 拮抗作物の利用	0
⑨-c 合鴨・鯉の利用	1
⑨-d 輪作の徹底	0
⑨-e 緑肥作物の作付け	0
⑩その他	2

[選択的必須要件]

生産性・収益向上に関する目標

項目	左の項目を選択した集落
①機械・農作業の共同化	75
②高付加価値型農業の実践	6
③地場産農作物等の加工・販売	2

担い手育成に関する目標

項目	左の項目を選択した集落
①新規就農者の確保	23
②認定農業者の育成	48
③担い手への農地集積	0
④担い手への農作業の委託	1

多面的機能の発揮に関する目標

項目	左の項目を選択した集落
①保健休養機能を活かした都市住民等との交流	2
②自然生態系の保全に関する学校教育等との連携	12
③多面的機能の持続的発揮に向けた農家・他集落等との連携	27

保健福祉センターからのお知らせ

成人対象

肺がんおよび結核 集団検診

結核は、過去の病気という印象がありますが、近年発病する人が増加傾向にあり、まだまだ油断できない病気です。

また肺がんは、がんの中でも死亡率が急上昇している病気です。このような、胸部の病気を早期発見するために、ぜひこの機会をご利用ください。

日時・場所 別表のとおり

対象者 40歳以上の市民（結核検診については65歳以上の人が対象）

ただし平成19年3月31日までに40歳になる人を含む

検診方法 検診車による、胸部レントゲン検査（希望者には、「たん」の細胞検査を実施）

費用 胸部レントゲン検査のみ＝無料

「たん」検査を実施する場合＝600円（70歳以上は無料）

申込方法 検診の5日前までに申し込んでください。昨年受診した場合は申し込みは不要です。

申込・問合せ先 保健福祉センター 成人保健係（内線290）

別表

実施日	時間	場所
7月3日（月）	正午～午後2時	ふれあい交流館（大塔町宇井）
7月4日（火）	午前9時～10時	ふれあい交流館（大塔町宇井）
7月5日（水）	午前9時～10時	宗松上地域集会所（西吉野町茄子原）
7月6日（木）	午前9時～10時	西吉野コミュニティセンター（西吉野町八ツ川）
7月7日（金）	午前9時～10時	歴史民俗資料館（西吉野町和田）
7月10日（月）	午前9時～10時	西部集落センター（西吉野町奥谷）
7月11日（火）	午前9時～9時30分	岡口コミュニティセンター（岡口1丁目）
	午前10時～10時30分	五條文化会館（五條4丁目）
	午前11時～11時30分	須恵公民館（須恵3丁目）
	午後1時～1時45分	市民会館（本町3丁目）
	午後2時15分～2時45分	新町公民館（新町1丁目）
	午後3時～3時30分	二見公民館（二見2丁目）
7月12日（水）	午前9時～9時30分	南宇智公民館（霊安寺町）
	午前10時～10時30分	野原公民館（野原中1丁目）
	午前11時～11時30分	野原東住民センター（野原東2丁目）
	午後1時～1時30分	六倉町集会所（六倉町）
	午後1時40分～2時	島野町集会所（島野町）
	午後2時20分～2時50分	原町集会所（原町）
7月13日（木）	午前9時～9時20分	住川会館（住川町）
	午前9時40分～10時	北宇智公民館（近内町）
	午前10時30分～11時20分	宇智公民館（今井3丁目）
	午前11時40分～正午	越替集会所（岡町）
	午後1時～1時40分	田園公民館（田園4丁目）
	午後2時～2時30分	牧野公民館（中之町）
	午後2時45分～3時15分	大沢町集会所（大沢町）
7月14日（金）	午前9時～9時20分	丹原構造改善センター（丹原町）
	午前9時40分～10時10分	御山町集会所（御山町）
	午前10時30分～11時30分	カルム五條（野原西6丁目）
	午後1時～1時30分	阪合部文化会館（中町）
	午後2時～2時30分	山陰町集会所（山陰町）
	午後2時45分～3時15分	火打町集会所（火打町）

成人対象

集団による基本健康診査

高血圧や心臓病といった循環器疾患や糖尿病等の病気を早期発見するとともに、生活習慣病予防のために今年より65歳以上の人を対象とした基本健康診査の集団健診を実施します。年1回の健康管理にぜひご活用ください。

日時・場所 別表のとおり

対象 満65歳以上の人（ただし平成19年3月31日までに65歳となる人は受診可）

検診内容

基本健康診査 = 問診、血圧測定、尿検査、身体計測、血液検査、心電図、診察、簡単な体力測定

結核検診および肺がん検診

大腸がん検診（希望者のみ）

費用

基本健康診査 1000円

結核検診および肺がん検診 レントゲン検査のみ無料（たん検査希望者は600円）

大腸がん検診 200円

ただし70歳以上の方は無料

申込方法 6月20日（火）までに申し込んでください。

申込・問合先 保健福祉センター 成人保健係（内線290）

別表

実施日	受付時間	健診場所
7月3日（月）	正午～午後2時	ふれあい交流館（大塔町宇井）
7月4日（火）	午前9時～午前10時	ふれあい交流館（大塔町宇井）
7月5日（水）	午前9時～午前10時	宗桧上地域集会所（西吉野町茄子原）
7月6日（木）	午前9時～午前10時	西吉野コミュニティセンター（西吉野町八ツ川）
7月7日（金）	午前9時～午前10時	歴史民俗資料館（西吉野町和田）
7月10日（月）	午前9時～午前10時	西部集落センター（西吉野町奥谷）

お知らせ

献血にご協力を

近年献血者は減少傾向にある上、ヤコブ病に伴う献血者の制限などにより、血液不足は深刻となっています。この機会に、みなさんのご協力をお願いします。

日時・場所

実施日	受付時間	場所
6月28日（水）	午前10時～正午	カルム五條
	午後1時～4時	県立五條病院

対象者 満16歳～満69歳の人で、体重が男性45…以上、女性40…以上の人（ただし65歳以上の献血者については、60歳から64歳に献血経験のある場合に限り

ます）ヤコブ病に伴い、欧州渡航歴のある場合については、滞在期間により献血ができないことがあります。

献血内容 200ml・400ml

注意 輸血用血液の安全性を高めるため、献血の際本人確認を実施していますので、保険証・運転免許証など本人確認のできるものを持参してください。

問合先 保健福祉センター成人保健係（内線290）

健康づくり市民公開講座

～ちょっとした物忘れ...？
あなたも最近気になる
行動ありませんか～

認知症の主な原因には脳血管性疾患とアルツハイマー病がありますが、近年、アルツハイマー病による認知症が増加してきています。またそれに伴い、若年性のアルツハイマー病も問題になってきています。

将来、認知症になる可能性はだれにでもあります。

もし自分が、家族が認知症になったら・・・この機会にぜひ、認知症について勉強してみてください。

日時 7月23日（日）午後1時30分～3時

場所 カルム五條多目的ホール

テーマ 「今から考える認知症予防」

講師 橋本 衛（はしもと まもる）先生（さわ病院老人性認知症センター顧問医師）

参加費 無料

申込方法 7月20日（木）までに申し込んでください。

申込・問合先 保健福祉センター成人保健係（内線290）

カルム五條では、赤ちゃんからお年寄りまですべての市民の皆さんの健康相談を受け付けています。
お気軽にご利用ください。

カルム五條
（保健福祉センター）
☎22-4001
内線289, 290
FAX 22-6585

募集

みんなで、歩きませんか！

日時 7月8日(土) 午前9時~10時30分
 場所 カルム五條を基点に野原をウォーキング(雨天の場合も開催)
 定員 30人
 内容 3~4程度のウォーキング
 指導者 五條市運動普及推進員
 持ち物 運動のできる服装、タオル水分補給のできるもの、雨天の場合上履き
 申込締切 7月6日(木)
 申込問合せ 保健福祉センター 成人保健係(本)内線290)

ネイチャーキャンプ

日時 7月27日(木)~30日(日)
 場所 旧篠原小学校(大塔町篠原)
 対象 五條市に在住の小学5年から中学2年生
 定員 50人
 参加費 5,000円
 申込締切 6月20日(火)
 申込問合せ 青少年センター ☎24・3004

紀の川(吉野川) 河川愛護モニター募集

モニター期間 7月1日~平成19年6月30日(1年間)
 対象河川 紀の川(吉野川)
 応募資格 五條市に在住で紀の川(吉野川)大川橋付近(紀

の川よりおおむね5...以内)に住む20歳以上の人。(詳細な内容は募集要領設置場所にある募集要領を参照してください。)

募集人数 1人(応募者多数の場合は抽選により決定します)
 謝礼 月額4,580円
 応募方法 官製はがきまたは電子メールで次の事項を記入し、締切日(官製はがきの場合は当日締切有効)までに送付してください。6月下旬ごろに選考結果を応募者あてに発送します。

(記入事項)氏名・年齢・性別・住所・電話番号・職業・活動範囲の希望・応募の理由・紀の川の感想など、過去の河川愛護モニターの経験
 応募締切 6月20日(火)
 応募先 和歌山河川国道事務所河川管理課 〒64408272 和歌山市砂山南3-1-15 E-mail: kg-kakan02@kr.mlit.go.jp
 その他 「国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所」では、個人情報重要なものと認識し、提供された個人情報をも「行政機関の保有する個人情報」の保護に関する法律「その他関連法令等を遵守して保護します。」
 問合せ先 国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所 ☎073・402・0267 (募集要領は和歌山河川国道事務所五條出張所、五條市役所に設置しています)

奈良県高齢者美術展 作品展募集

出品資格 県内に在住で満60歳以上のアマチュア
 出品種目 日本画・洋画・書・工芸・手芸・写真(6種目)
 出品点数 1人につき1点(未発表のもの)
 出品手数料 1,000円(1点につき)
 申込時に金融機関等で支払いを済ませている必要があります。詳細については問い合わせてください。
 申込期限 6月23日(金)
 申込先 市役所介護福祉課高齢対策係
 その他 申込用紙と出品要領は市役所介護福祉課高齢対策係にあります。
 作品の提出は8月22日(火)、23日(水)です。
 奈良県高齢者美術展
 開催日 8月25日(金)~8月30日(水) 午前9時~午後5時
 8月28日(月)は休館
 開催場所 奈良県文化会館展示室(奈良市登大路町)
 問合せ先 (財)健やか奈良支援助財団 〒6340061 橿原市大久保町320-11 (近鉄叡臨御陵前駅東出口前)
 奈良県社会福祉総合センター内 ☎0744・29・0120

テニス教室(硬式) 参加募集

日時 毎月第1・3土曜日、第2・4日曜日 午前10時~正午
 昨年度とは変更になっていきます。詳細は問い合わせてください。

ジュニアゴルフスクール

場所 上野公園テニスコート
 その他 テニスのできる服装で参加してください。
 教室中の事故等については、責任を負いません。
 申込・問合せ先 五條市テニス協会(櫻井) ☎22・5482
 日時 7月14日(金)~18日(火)
 場所 シプレカントリークラブ、五條市内中学校の生徒
 対象 五條市内中学校の生徒
 費用 2,000円(保険料、ルールブック等)
 申込締切 6月30日(金)
 問合せ先 奈良カントリークラブ ☎22・2391 シプレカントリークラブ ☎22・8181 五條市ゴルフセンター ☎25・1338
 申込先 五條市ゴルフ協会事務局(桶田) ☎22・2231

講座

チャレンジクッキング

日時 6月21日(水) 午前10時から
 場所 中央公民館
 定員 20人(五條市に在住または勤務の成人)
 テーマ 創作簡単おかず10種類
 指導者 足立敦子先生(MBSテレビ「水野真紀の魔法のレストラン」フードコーディネーター)

コンテナガーデン講座

日時 6月26日(月) 午前10時~11時30分
 場所 中央公民館
 定員 20人(五條市に在住または勤務の成人)
 テーマ 初夏から夏の元気なコンテナガーデン
 指導者 青木恵子先生
 参加費 2,300円(材料費2,000円、利用団体連絡協議会費300円)
 持ち物 古新聞、Tシャツ、ガーデングローブ(軍手)、筆記用具
 申込方法 6月18日(日)までに参加費を添えて中央公民館へ申し込んでください。
 その他 託児有り(2歳以上就学前の幼児・要予約・無料)
 申込・問合せ 中央公民館 ☎24・2001

ちぎり絵講座

日時 7月14日(金) 午前9時30分~正午
 場所 中央公民館
 定員 15人(五條市に在住または勤務の成人)
 テーマ 季節のちぎり絵「コ

てんいち先生



この記事に関する問合せ先
人権施策課(本)(内線286)

市役所電話番号

- ① 五條市役所(本庁)
☎22-4001(代)
- ② 西吉野支所
☎33-0301(代)
- ③ 大塔支所
☎36-0311(代)

「広報五條」の配布方法について

「広報五條」は原則新聞折り込み(ただし全国紙等)で配布しています。新聞を購読していない、または新聞広告等が折り込まれていない世帯については、個別発送希望の申請を行ってください。
インターネットの五條市ホームページ(<http://www.city.gojo.lg.jp/>)にも「広報五條」を掲載しています。
申込・問合せ
秘書課広報係(本)(内線351)

五條バウム学芸員トーク

日時 6月25日(日)午後2時から
場所 市立五條文化博物館
定員 20人(先着順)
今月の話題提供者 小島 卓
(本館学芸員)
参加費 200円(茶菓子代)

催し

ありがとうございますました。

《善意銀行》
榎尾洋希(大塔町字井)
吉原源吉(丹原町)
内吉野寺族婦人会
昭和12年度五條小学校卒業生
《福祉基金》
今井保(二見2丁目)

市民の善意

試験

自衛官各種採用試験

スモス
指導者 稲葉孝子先生(しゅんこうちぎり絵講師)
参加費 1,600円(材料費1,300円、利用団体連絡協議会費300円)
持ち物 工作のり・はさみ・鉛筆・めうち・おしぼり・鉄筆(インクの出ないボールペン)・ゴミ袋
申込方法 6月30日(金)までに参加費を添えて中央公民館へ申し込んでください。
その他 託児有り(2歳以上就学前の幼児・要予約・無料)
申込・問合せ 中央公民館
☎24・2001

申込・問合せ先 市立五條文化博物館
☎24・2011

2等陸・海・空土
応募資格 18歳以上27歳未満の男性
受付期間 6月23日(金)まで
試験日 6月25日(日)
問合せ 自衛隊五條募集事務所
☎22・3789

花咲寮へ寄付

ありがとうございますました。
(敬称略)
鶴岡カラオケ教室会員一同(教室5周年記念チャリティー発表会収益金)
デジタル音声多重レーザーカラオケ 1セット

大塔地区

し尿くみ取りのお知らせ

7月のくみ取りについては、次の日程を予定していますので、業者へ直接依頼してください。

7月11日(火)・25日(火)
当日の受付はできません。
申込・問合せ ダイワクリーンサービス
☎0745・52・3372

2006 吉野川手作り筏下りコンテスト 出場参加者募集!!

今年も「清流の流れに人と元気の交流を！」テーマに開催する「吉野川手作り筏下りコンテスト」の出場チームを募集しています

日時 7月23日(日)午前9時から
場所 吉野川大川橋下流よりスタート
参加資格 子供の部
(小学校高学年から中学生まで)
一般の部(15歳以上の人)
(いずれも1チーム3人~5人で申し込みが合計40チームになり次第締め切ります。)
賞金 優勝賞金10万円
(賞金が出るのは一般の部のみです。子供の部は優勝品3万円分進呈)
出場締切日 6月30日(金)
申込・問合せ
「吉野川手作り筏下りコンテスト」委員会
五條市本町3-1-13
(五條市商工会青年部内)
☎23・2116



スタッフ募集

お手伝いしていただけるスタッフを募集しております。
いかだ作りのサポートも致しますので問い合わせてください。

市民ごよみ

6月11日(日)

人権を確かめあう日

6月17日(土)

京奈和自動車道

(五條IC～橋本東IC)開通

時間 16時

6月21日(水)

各種年金相談

場所 商工会館

時間 9時30分～16時

6月22日(木)

交通事故相談

場所 中央公民館

時間 10時～15時

7月10日(月)

上野公園市民プールオープン

場所 上野公園市民プール

時間 10時～18時

(8月31日⑤まで)

施設紹介

賀名生の里
歴史民俗資料館



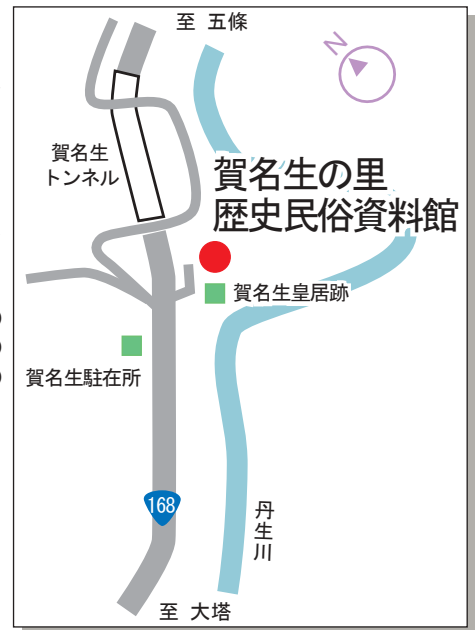
賀名生の里歴史民俗資料館は、南朝三帝ゆかりの賀名生皇居跡や奈良県の三大梅林の一つである賀名生梅林と隣接しており、南朝関係資料や民俗資料などを展示して西吉野地区の歴史や文化を紹介する施設です。

事業内容
西吉野の歴史文化に関する史料等の調査・研究・集収・展示。また文化教育の研修施設「伝承館」の提供など

開館時間
午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)
(毎週月曜日と祝日の翌日および年末年始は休館)

入館料
一般 300円(団体利用=20人以上240円)
高校生 150円(" 120円)
小学生・中学生 100円(" 80円)
*伝承館使用料は、団体1時間あたり300円(団体利用に限る)

問合せ
賀名生の里歴史民俗資料館
五條市西吉野町和田27-1
TEL 32-9010
FAX 32-9010



表紙写真

川開きフェスタ2006



市の動き (4月30日現在) ()内の数字は先月比

五條 6月号



人口38,163人
(-67)



男18,328人
(-35)



女19,835人
(-32)



世帯数13,764世帯
(+10)

平成18年6月発行 第687号 発行 五條市 編集 市長公室秘書課
〒637-8501五條市本町1丁目1番1号 ☎22-4001

<http://www.city.gojo.lg.jp/>

